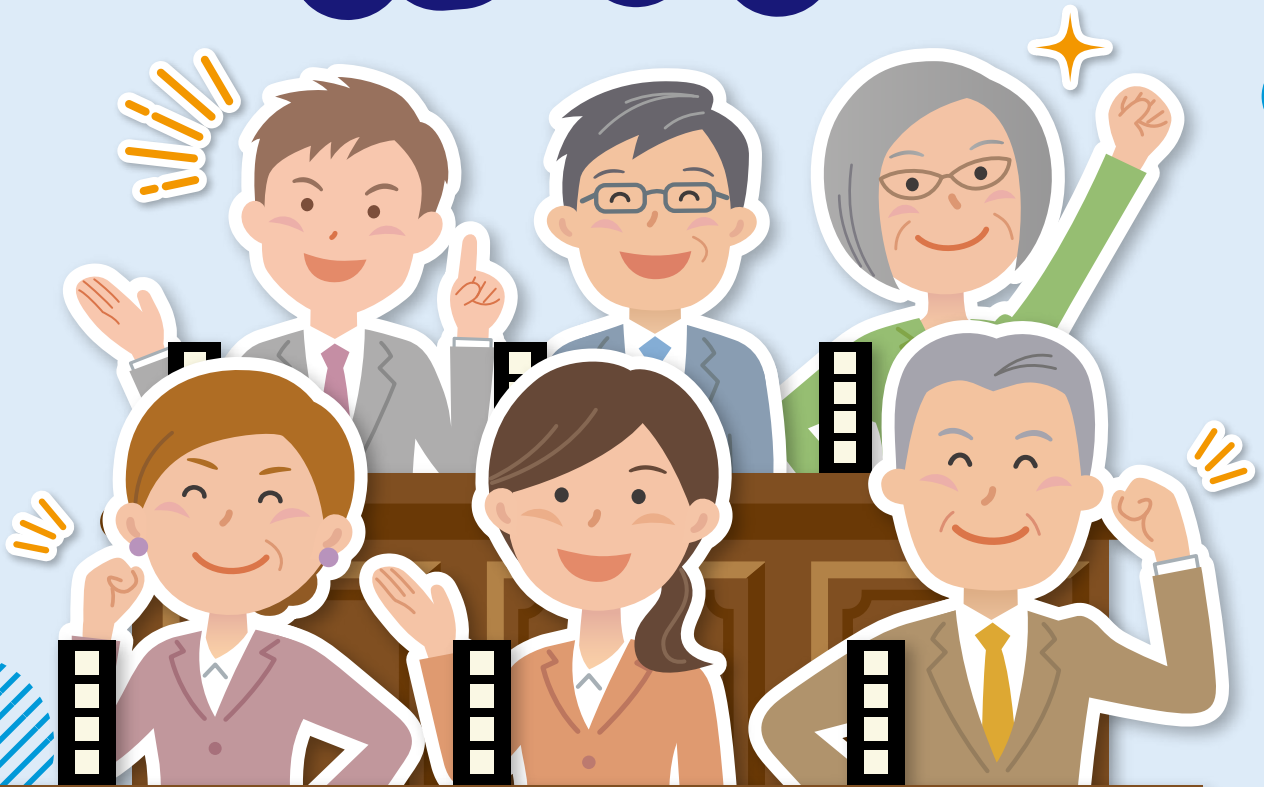


大津市議会 ガイド



つなぐ、つくる、みらいへ
大津市議会
Otsu City Council

市議会って!?

大津市議会は、選挙で選ばれた市議会議員が集まって、市民の皆さんにより豊かに暮らせるように、大津市に関するさまざまなことを話し合っ
て決める場です。

大津市の意思や方針を決定する市議会(議事機関)と市議会の決定に
沿って施策を実施する大津市長(執行機関)は、お互いに独立・対等の立
場に立ってけん制や連携をすることで、市民の皆さんのためのまちづく
りを進めています。

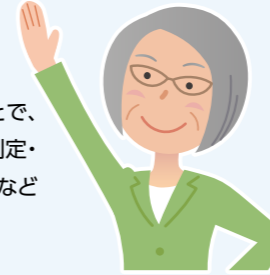


市議会の仕事って!?

市議会は市民の意思決定機関として十分な活動ができるよう、法律や条
例などで幅広い権限が与えられています。主なものは次のとおりです。

議決

議決とは、市の考え方を決定することで、
市議会の基本的な役割です。条例の制定・
改正・廃止、予算の決定や決算の認定など
について議決します。



調査

市の仕事が正しく行われて
いるかチェックします。



意見書提出

大津市をよりよくするために必要なことを、
国や滋賀県などに要望するため、市議会の考
えをまとめて意見書として提出します。

請願・陳情の受理

市民などから提出された
要望を請願や陳情として
受理し、請願については
市議会で審査します。



政策立案や提言

市議会自らが条例などの発案を
したり、政策立案を行い、施策な
どを市に対して提言します。

クイズで学べる! 大津市議会!

7分間の動画で、大津市議会がわかる!

「クイズで学べる! 大津市議会!」

こちらから

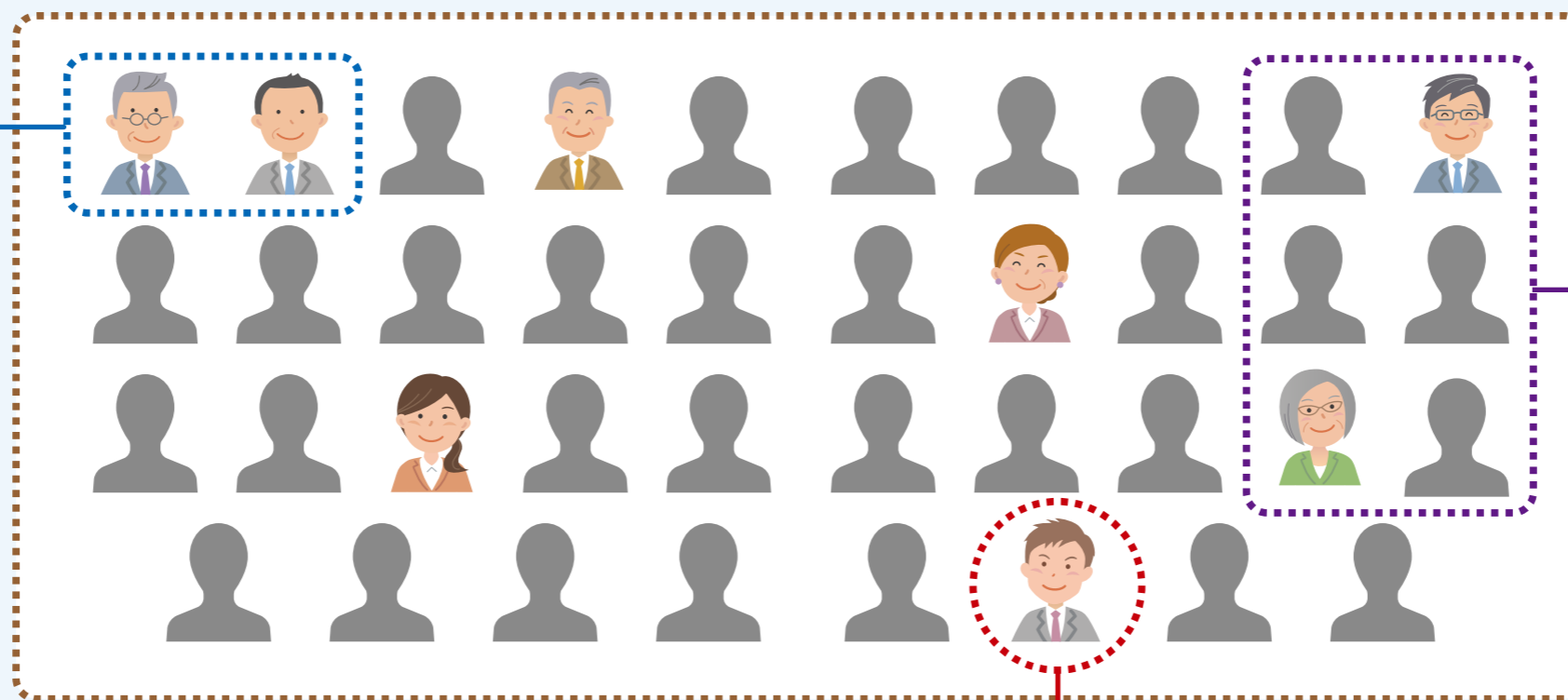
市議会の仕組みって!?

大津市議会は、大津市民から選挙で選ばれた38人の議員
の集まりです。選挙は4年ごとに行われ、18歳以上の市民
には議員を選ぶために選挙で投票ができる権利がありま
す。この権利を「選挙権」といいます。

議長と副議長

市議会で議員の中から選ばれます。

- 議長は、議会を代表し本会議の進行など、
市議会での話し合いがスムーズに進むように
いろいろな仕事をします。
- 副議長は、議長の仕事を助けたり、
議長が不在の時に議長の代わりをします。



市議会 議員の集まる話し合いの場

会派 同じ考えをもって活動を
ともしする議員の集まり

議員 選挙によって選ばれます。
(25歳以上の大津市民)

市議会は何をしているの？

本会議とは？

本会議とは、**議会で決めるべきことが議案として提出され、市の考えを決定する会議のこと。**
通常会議は年4回行われます。

大津市議会の本会議には
2つの種類があります。

- 通常会議 定期的に行う会議
- 特別会議 必要な時に開く会議

議案が可決されるまで

開会・議案の提出

条例や予算、決算など、議会で決めなければならない案件(議案)が、市長や議員から提出されます。

『大津市子どものいじめの防止に関する条例』は議員が提案してできた条例です。



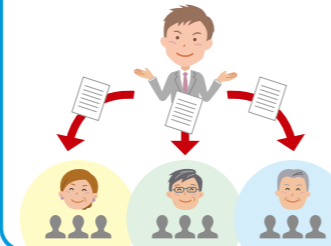
提案説明、質疑、答弁

本会議で議案の提出者が議案の内容や提出理由などを説明します。それに対し、議員が質問を行い、議案の内容の理解を深めます。



委員会付託

議案をより詳しく審査するために、担当する委員会に議案を割り振り(付託)します。



討論

議員が議案について賛成・反対の意見を述べます。



委員長報告

各委員会の委員長が議案の審査結果について、本会議で報告します。



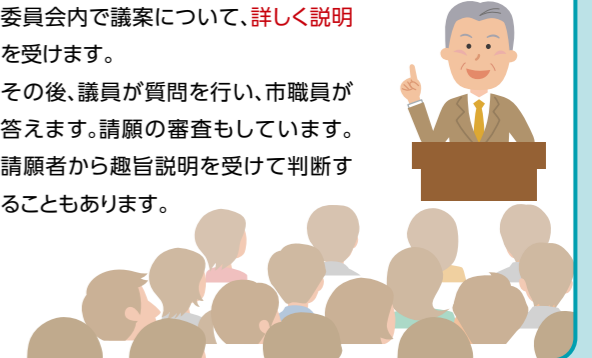
討論と採決

委員が賛成・反対の意見を述べます。委員会として賛成すべきか、反対すべきかを決めます。



議案の内容説明、質疑、答弁

委員会内で議案について、詳しく説明を受けます。その後、議員が質問を行い、市職員が答えます。請願の審査もしています。請願者から趣旨説明を受けて判断することもあります。



採決

議案について賛成か反対かを決めます。



施策の実施

議決の結果に沿って市の仕事が進められます。



委員会とは？

委員会とは一部の議員が集まり、議会に提出された議案や請願などを**専門的、効率的に審査する会議のこと**です。委員会には右記の3種類があります。

- 常任委員会 市役所の事務を分野ごとに審査したり、調査したりするため、常に置かれている委員会です。
- 特別委員会 市の特定の事項について審査・調査するために必要に応じて設置される委員会です。
- 議会運営委員会 本会議の運営などについて協議する委員会です。

総務常任委員会

総合計画、財政、税、人権、消防など
(政策調整部、総務部、消防局、出納室、議会、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属さない事項を審査)

生活産業常任委員会

戸籍、支所、文化振興、スポーツ、産業振興、観光、環境、廃棄物など
(市民部、産業観光部、環境部、農業委員会の所管に属する事項を審査)

予算決算常任委員会

議長を除く全議員で構成され、予算と決算に関する議案について審査します。予算や決算の広い範囲を効率よく分野ごとに審査するため、4つの分科会で議案を分担して審査しています。

教育厚生常任委員会

福祉、子育て、介護、医療、保健衛生、学校、教育など
(福祉部、健康保険部、教育委員会の所管に属する事項を審査)

施設常任委員会

都市計画、公園、住宅、道路、河川、水道、ガスなど
(都市計画部、建設部、企業局の所管に属する事項を審査)

特別委員会

特別委員会の調査事項に関連する議案が提出された場合は、特別委員会で議案を審査することがあります。

議案、請願の審査

委員会のその他の活動

本会議で付託された議案を審査する以外にも、さまざまな委員会活動を行っています。

所管事務の調査

市が新たに施策を行う場合などに、市から詳しく説明や報告を受け、質問、要望を行います。こうして市の仕事を細かくチェックし、市民の声を速やかに市の仕事に届けています。



所管施設の調査

市が新たに施設を作った場合などは、実際に現地まで足を運び、その様子を調査することもあります。現地を訪れて、初めて見えてくることもたくさんあります。



先進都市の調査

委員会ではまちづくりの参考にするために、先進的な取り組みを行う手本となるような他の自治体の調査も行っています。

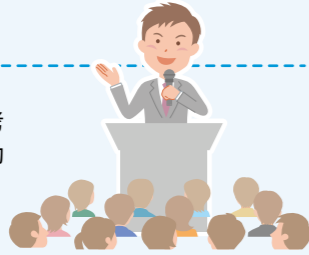


市議会議員は会議がない時 何をしているの？

市議会議員は市民の声を市政に届けるため、会議がない時などもさまざまな活動を行っています。ここでは、議員がたくさんの市民の意見を聴くために行っている地域活動の一例を見てみましょう。

市政報告

市の取り組みに関する自分の考えを市民に説明したり、議会活動の報告をしています。



市政相談

市役所の仕事に対する市民の疑問、要望、不満など、さまざまな相談を受け付けています。



地域の課題解決

子育て、教育、福祉、道路や公共施設のインフラ、環境、経済など、地域のさまざまな課題について、市に解決するよう求めるなど、協力して解決に当たっています。



地域行事

地域の行事(運動会、夏祭り、防災訓練、入学式、卒業式など)に常日ごろから積極的に参加して市民と触れ合い、信頼関係を築いています。



私たち市民は市議会に〇〇ができます！

1 「傍聴」ができます。

本会議と委員会の会場へ行って会議を見学することができます。本会議は議場、委員会は委員会室で行われ、どちらも市役所本館にあります。本館3階議政局にお越しください。ご案内します。また、本会議を行う議場には、耳の不自由な方に配慮し、議場での議論を字幕で表示するモニターを設置しています。



2 「請願・陳情」ができます。

市の仕事に対する意見や要望を文書で直接議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。このうち、請願は担当する委員会で審査した後、本会議で採択するかどうかを決定します。採択された場合は、請願内容の実現に努力するよう市長に求めたり、市議会として働き掛けを行います。



3 「直接請求」ができます。

市民は自ら選んだ議員や市長などの仕事に異議がある場合、有権者の一定数の署名を集めることで、次のようなことを請求できます。

- 条例の制定や改正、廃止の請求
- 議会の解散の請求
- 議員や市長などの解職の請求



市議会用語集

いけんしょ 意見書	議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。地方自治法に基づいて、国などに対してこれを提出することができます。意見書は、議員提出の議案として、本会議に提案されます。(⇒決議)	しつこう きかん 執行機関	行政サービスを行う市側(市長のほか、教育委員会など)のことです。これに対し、議会は「議決機関・議事機関」といいます。(⇒議決機関・議事機関)
かいぎ 会議の原則	議会運営の根拠となる共通のルールのことです。 ・「会議公開の原則」…議会の会議は公開が原則であること。 ・「定数数の原則」…議員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開けないこと。 ・「過半数議決の原則」…議会の議決は、出席議員の過半数で決する原則のこと。 ・「一事不再議の原則」…一旦議決した議案と同じ目的で同じ内容の議案は、同じ審議期間中には審議・審査しないこと。 ・「会期不継続の原則」…議会は会期ごとに独立していて、1つの会期中に議決しなかった議案は次の会期に継続しないこと。 など	じょうれい 条例	市がつくるルールのことです。条例の制定や改廃には議会の議決が必要になります。
かいほ 会派	市政に対して同じ考え方や意見を持つ議員が集まったグループのことです。大津市議会では、1人でも結成できます。	じょうにん いんかい 常任委員会	一定の分野についての議案や請願の審査などを行う委員会のこと。大津市議会では常に5つの委員会(総務、教育厚生、生活産業、施設、予算決算)が設置されています。
ぎかいうんえい 議会運営委員会	議会を円滑に運営するため、議会運営に関するさまざまな事項について話し合い、調整を行う委員会です。	しょかん 所管 事務調査	委員会が自主的に行う市の事務事業に対する調査です。
ぎけつ 議決	市の意思を決めることです。 (例) ・可決(否決):「予算、条例、契約など」に関する議案、意見書、決議 ・認定(不認定):「決算」議案 ・承認(不承認):「専決処分」 ・同意(不同意):「人事案件」などに関する議案 ・採択(不採択):「請願」議案	じよせき 除斥	公正な会議とするため、議案などと一定の利害関係にある議員を会議に参加させないことです。
ぎけつ きかん 議決機関・議事機関	市民の代表である議員で構成される議会のことで、市のお金の使い道やルールに関する提案について、審議などを行い、決定するところです。(⇒執行機関)	せいがん 請願	地方公共団体等に対する意見や要望を議会に申し出ることです。1名以上の議員の紹介が必要となります。大津市議会に提出された請願は常任委員会などで審査し、本会議で採択か不採択かを決定します。(⇒陳情)
けつぎ 決議	意見書と同様に議会の意思を表明することですが、意見書と異なり、地方自治法に明確な規定はなく、政治的効果を期待したり、議会の意思を対外的に明らかにするために行われます。議員提出の議案として、本会議に提案されます。(⇒意見書)	ちんじょう 陳情	地方公共団体等に対する意見や要望を議会に申し出ることです。請願とは異なり、議員の紹介は必要ありません。(⇒請願)
けっさん 決算	一会計年度(4月1日～3月31日)の収入と支出の実績です。	つうじょうかいぎ 通常会議	定期的に開催される議会のこと。大津市議会では、2月又は3月、6月、8月又は9月、11月又は12月の年4回開催しています。
しつぎ 質疑・一般質問	質疑とは、議案などについての疑問点を聞くことです。一般質問とは、議員が市に対して、議案と関係なく、市の仕事や将来の方針などについて質問することです。	とくべつかいぎ 特別会議	通常会議を開催していない期間中、議会での審議が必要になったときに、市長又は議員の要請に基づき臨時で開く議会のこと。
		どうぎ 動議	会議の進行又は手続きなどに関して議員からなされる提案のこと。
		どうろん 討論	本会議や委員会において、採決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。意見の異なる相手を自己の意見に同調させることを目的として行われます。
		にげんだいひょうせい 二元代表制	議員と市長の両方をそれぞれ市民が直接選挙で選ぶ制度のこと。市議会と市長は、お互いに対等の立場に立ち、話し合いを重ねながら市の発展のために活動しています。
		ふたいけつぎ 附帯決議	議案を議決する際に付け加えられる議会の意見や要望のこと。(⇒決議)
		ふたく 付託	本会議で議題となっている議案などを詳しく検討するために、所管の委員会に審査を任せることです。
		よさん 予算	一定期間における収入や支出の見積り又は計画のこと。

過去の本会議や
委員会の内容を
調べたいときは？



「会議録検索システム」を使ってね！

キーワード検索や会議を指定した検索で、
簡単に本会議や委員会の会議録を見ることができるよ！
会議録は市立図書館、国会図書館などにも置いているよ！

本会議の内容も
知りたいときは？



「おおつ市議会だより」
を読んでね！

本会議の概要、議案の賛否、
議員の質問内容など
市議会の動きが分かるよ！

市議会の 活動を知らう！



議会の日程も
知りたいときは？

「市議会ホームページ」
を見てね！

ホームページでは、
議会の日程や議員紹介、議会活動など
市議会の情報をたくさん紹介しているよ！



傍聴に行くことが
できないときは？

「インターネット議会中継」
を見てね！

本会議の様様をインターネットで
ライブ中継しているよ。
過去の本会議などは録画配信で見ることができるよ！



大津市議会
ホームページ

<https://www.city.otsu.lg.jp/gikai>
または



会議録検索
システム

<http://otsu.gijiroku.com/voices/index.asp>



インターネット
議会中継

<https://otsu.gijiroku.com/index.asp>



大津市議会
YouTubeチャンネル

<https://onl.tw.krP3bU4>



編集・発行 2023年3月

大津市議会局

議事課(市役所本館3階)
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL(077)528-2640 FAX(077)521-0409

お問い合わせ
フォーム

